



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

850	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)..... 1
851	財団法人道府県会館の平成21年度経営状況	(管財課)..... 1
852	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(障害福祉課)..... 2
853	障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更	(")..... 2
854	救急病院の認定	(医務課)..... 2
855	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)..... 3
856	〃	(")..... 3
857	基本測量の実施	(技術調査課)..... 5
858	道路の区域変更	(道路保全課)..... 5
859	道路の供用開始	(")..... 5
860	道路の区域変更	(")..... 5
861	道路の供用開始	(")..... 6
862	道路の区域変更	(")..... 6
863	道路の供用開始	(")..... 7
864	平成22年度砂利採取業務主任者試験の実施	(河川課)..... 7
865	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)..... 8

告 示

和歌山県告示第850号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 特約業者の氏名又は名称
菱田産業株式会社 代表取締役田中和男
- 主たる事務所又は事業所の所在地
橋本市東家四丁目18番18号
- 特約業者の指定取消しの年月日
平成22年8月11日

和歌山県告示第851号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、財団法人道府県会館から平成21年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

財団法人道府県会館の平成21年度経営状況

1 建物共済事業	分担金その他収入	2,248,670,920円
	災害共済金その他支出	898,139,857円
	正味財産	23,757,489,635円
2 機械損害共済事業	分担金その他収入	1,113,694,228円
	災害共済金その他支出	471,136,578円
	正味財産	7,387,210,650円

和歌山県告示第852号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3010100 265	彩園	居宅介護・ 重度訪問介護	事業所の所在地	和歌山市西浜1038-53	和歌山市西高松二丁目15-5	平成 22.7.25
			主たる事務所の所在地	和歌山市西浜1038-59	和歌山市西高松二丁目15-5	
3010100 950	ヘルパーステーションハートフル	居宅介護・ 重度訪問介護・ 行動援護・ 重度障害者等包括支援	事業所の所在地	和歌山市鳴神1220番地	和歌山市新在家104番地の11	平成 22.8.1
			主たる事務所の所在地	和歌山市鳴神1220番地	和歌山市新在家104番地の11	

和歌山県告示第853号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
30301001 13	ヘルパーステーションハートフル	事業所の所在地	和歌山市鳴神1220番地	和歌山市新在家104番地の11	平成 22.8.1

和歌山県告示第854号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 古梅記念病院

- 2 所在地 和歌山市新生町5番37号
3 有効期限 平成25年7月13日

和歌山県告示第855号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツゲン御坊店
和歌山県御坊市菌53番4他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役社長 桑原一良
和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号
- 3 変更する事項
(1) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 和歌山県御坊市菌字釜井戸53-4他10筆
和歌山県御坊市菌字宮ノ後70-1他3筆
(変更後) 和歌山県御坊市菌53番4他
- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 入口3か所、出口3か所（縦覧図書添付図面5（1））
(変更後) 出入口1か所、入口3か所、出口2か所（縦覧図書添付図面5（2））
- 4 変更年月日
平成22年8月15日
- 5 変更する理由
3（1）お客様に周知されている住所表記に変更のため。
3（2）敷地拡張に伴う駐車場レイアウトの変更のため。
- 6 届出年月日
平成22年8月10日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌359番地）
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成22年8月20日から同年12月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第856号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツゲン御坊店

和歌山県御坊市菌53番4他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役社長 桑原一良

和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社松源 代表取締役 桑原一良

和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号

(変更後) 株式会社松源 代表取締役 桑原一良

和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号

株式会社ジップドラッグ 代表取締役 奥川直和

愛知県名古屋市区宝地町340番地

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,680㎡

(変更後) 2,230㎡

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 83㎡

(変更後) 荷さばき施設①83㎡、荷さばき施設②50㎡

4 変更年月日

平成23年4月11日

5 変更する理由

お客様の利便性向上のための増床

6 届出年月日

平成22年8月10日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌359番地）

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成22年8月20日から同年12月20日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第857号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（国土調査基準点測量）
- 2 作業期間 平成22年9月15日から平成23年3月25日まで
- 3 作業地域 御坊市、田辺市、紀の川市、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡印南町、日高郡みなべ町、日高郡日高川町、西牟婁郡上富田町、西牟婁郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡古座川町

和歌山県告示第858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字長谷川字平峠1381番5地先から同町大字長谷川字平峠1382番2地先まで	旧	6.74 } 17.60	190.00	
同上	新	8.97 } 18.75	190.00	

和歌山県告示第859号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字長谷川字平峠1381番5地先から同町大字長谷川字平峠1382番2地先まで

供用開始の期日 平成22年8月20日

和歌山県告示第860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡古座川町大字蔵土字田ノ野85番1地先から同町大字蔵土字浦瀬257番1地先まで	旧	5.40 ） 11.20	860.00	
同上	新	5.40 ） 11.20	860.00	
同上	新	7.10 ） 43.00	685.00	田野々橋 L=72.00 深ノ平橋 L=109.50

和歌山県告示第861号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大字蔵土字田ノ野85番1地先から同町大字蔵土字浦瀬257番1地先まで

供用開始の期日 平成22年8月20日

和歌山県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町大字蔵土字浦瀬257番1地先から同町大字蔵土	旧	5.10 ）	280.00	

字浦瀬283番地先まで		7.00		
同上	新	7.70 } 21.30	280.00	

和歌山県告示第863号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大字蔵土字浦瀬257番1地先から同町大字蔵土字浦瀬283番地先まで

供用開始の期日 平成22年8月20日

和歌山県告示第864号

平成22年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時 平成22年11月12日（金）午前10時

2 試験実施場所 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 5階 大会議室

3 試験科目 筆記試験

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

(1) 受験願書等の提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課（県庁南別館8階）

(2) 提出書類等

ア 受験願書 1通

イ 写真 1枚

手札形とし、申請前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

エ 受験票送付用の送付先住所を記載した封筒

(3) 受験願書等の提出期間

平成22年9月27日（月）から同年10月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、平成22年10月8日付け消印があるものまで受け付ける。

5 試験結果の開示

この試験の可否については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真つきで公的機関の発行のものに限る。）を持参の上、合格発表の日の翌日から1月の間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に請求すること。

6 その他

- (1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において平成22年9月13日（月）から交付する。
- (2) その他試験に関する問い合わせは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課又は各振興局建設部まで行うこと。

和歌山県告示第865号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

岩出市

2 都市計画事業の種類及び名称

岩出都市計画下水道事業 岩出町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成14年3月26日

至 平成28年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし